

## はじめに

富山県は、豊富な雪解け水をたくわえる立山連峰等の山々に囲まれ、そこから流れ出す急峻な川により水と土が運ばれ、肥沃な平野が広がっています。このような恵まれた豊かな自然環境の中で、農業者等の長年の知恵と努力で培われた優れた栽培技術、全国屈指の整備された生産基盤に支えられ、私たちは美味しいお米や新鮮な野菜などの恵みを楽しんでいます。

言うまでもなく、農業は、太陽・土・水などの自然環境を活用して、種子を播き、育て、収穫した生命を、食料として人の命に繋げる、いわゆる生命産業であるとともに、その多面的な機能により国土や自然環境の保全に貢献する、まさに「いのち」と「暮らし」を支える産業です。しかしながら、近年、輸入食品による薬物中毒や、不適切な食品表示、農薬の残留事案の発生等から、食の安全や環境の保全への消費者等の意識が高まっており、安全な農産物の生産・供給や環境への負荷の軽減に配慮した「環境にやさしい農業」の実践が強く求められています。また、新たな農薬・資材や大型機械・施設の導入、雇用者の増加等に対応して、作業員自身の安全を確保する必要があります。こうしたことから、自らの農業生産活動を客観的に点検するとともに、自然環境の保全も含めたより持続性の高い生産活動に取り組むことが重要となってきています。

このことを踏まえ、富山県議会において、議員提案による「富山県適正農業規範に基づく農業推進条例」が審議され、平成22年12月に全会一致により可決されました。この条例では、農業生産活動において、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保するために必要とされる具体的な取組等を「適正農業規範」として県が定めることにより、県内のすべての農業者がこれに対する認識を深め、共有するとともに、各々が自らの農業生産活動を見直し、改善を図るなど、県を挙げて適正農業規範に基づく農業を推進していくこととされました。

県では、この条例に基づいて、農業生産活動の各工程で必要とされる具体的な取組等を『富山県適正農業規範（以下「とやまGAP規範」）』として定めるとともに、規範に基づく農業を普及するための施策を総合的に実施していくこととしています。

規範では、農業生産活動を農産物（畜産物を除く。）の栽培、収穫、集荷及び保管等と捉え、『安全な農産物の生産』、『環境の保全』、『農業者の安全確保』の3つの視点に基づき、農業者及び生産組織（以下「農業者」）が農業生産活動の各工程において留意すべき事項を整理しています。

農業者の皆様には、この規範を拠り所として、自らの生産活動を点検・改善していくことにより、本県農産物の安全性と品質が確保され、環境との調和にも優れた県内外から信頼される産地として、本県農業が持続的な発展を遂げることができるよう、意欲を持って取り組んで頂きますことをお願い申し上げます。

平成 23 年 12 月

富山県知事 石井 隆一